

フランスにおける言語的多様性の保障と地域言語に対する「容認」としての憲法的寛容

高橋 基樹[※]

1. はじめに

現行のフランス憲法においては、第2条第1項で「共和国の言語はフランス語である」(以下、公用語規定と呼ぶ。)ことを規定し、憲法上でフランス語が公用語であることを明確にしている。その一方で、第75条の1では「地域言語はフランスの遺産に属する」(以下、地域言語条項と呼ぶ。)と規定し、フランス国内に存在する地域言語¹⁾の憲法上の地位についても規定している。

公用語規定は、1990年代に至るまでの欧州統合の動向をきっかけとしてフランス国内にもグローバル化の波が押し寄せ、その中でフランス国内に英語の使用が蔓延したため、英語によるフランス語の使用機会が奪われる脅威に対応するために、1992年に制定された。これによりフランス語に対する公用語としての地位が憲法上で明確にされたが、フランスの憲法学者であるメラン・スクラマニアンは2004年に、フランス国内における地域言語については、「フランス的な『憲法的寛容』によって保障されていると述べ、「フランス憲法は地域少数言語を使用する権利を認めていないが、地域少数言語を使用する自由の行使を容認している」ことに言及した²⁾。

そしてその後の2008年には、地域言語条項が制定された。同条項は、公用語規定の制定に基づき、公用語以外の言語、特に地域言語への抑圧が浸透してしまったことを背景として、憲法の地方公共団体の章の中に制定された。このフランス憲法上の言語をめぐる両規定の関係から、フランス国内で地域言語に認められている「憲法的寛容」とは、地域言語に対して一定の保障

を導き出す可能性に言及する点で言語的多様性の保障を行いつつも、フランス国内での地域言語を使用する「権利」や「言語権」³⁾の保障を認めているわけではないと解することができる。なぜならば、先述のメラン・スクラマニアンのこれに関する言及後に憲法改正によって地域言語条項が制定され、その時点から15年ほど経過した現在に至るまで、ヨーロッパ上での言語的多様性の保障・促進を目指して欧州評議会で採択された欧州地域少数言語憲章⁴⁾の批准を行っていないことが指摘できるからである。なお、同憲章に対してフランス政府は1999年5月7日に署名を行ったものの、同年6月15日に憲法院が、同憲章が「地域・少数言語の話し手の『集団』に、これらの言語が使われている『地域』内部で、特別な権利を付与する」ものと捉え、さらに「フランス語の使用は公法人、および公役務の職務を行使する私法人に強制される」と判示し、欧州地域少数言語憲章の違憲性を判断した⁵⁾ため、その後も批准がされておらず、現在でも批准に至っていない。

そこで本稿ではまず、このフランス憲法における言語に関する両規定の関係の分析から、フランスにおける地域言語に対する「憲法的寛容」とは、どのようなものであるかについてあらためて明らかにする。そのうえで、現代フランスにおいて、この「憲法的寛容」に基づいた地域言語の使用に対する憲法上の「権利」の確立がなぜ困難であるのかについて確認し、それに基づく地域言語の憲法上の「容認」を行うことによって言語的多様性の保障を実現することが可能であるのか、可能であるとすればその方法とはどのようなものであるのかについて検討する

※ 青森公立大学講師

ことを目的とする。その際、この両規定の関係性をそれらの制定過程から明らかにしたうえで、2013年12月10日に国民議会（下院）に提出された欧州地域少数言語憲章の批准を目指した憲法改正案が、2015年10月27日に元老院（上院）で否決された理由⁶⁾を取り上げる。そして、2016年10月7日に国民議会に提出された、地域言語の具体的な保障のあり方を提案する法案の審議⁷⁾を本稿の主な題材にして、現代フランスにおける地域言語の保障のあり方について考察し、言語的多様性の保障のあり方を明確化することを試みる。

2. 言語的多様性の保障に関する「フランス的な『憲法的寛容』」のあり方

まずフランス憲法上の公用語規定および地域言語条項が制定された過程から、フランスにおける公用語と地域言語のそれぞれの憲法上の地位を確認し、その両者の間に存する関係性はいかなるものであるのかを明らかにする。また、この両規定に関係する欧州地域少数言語憲章に対するフランス憲法院の判決等について概説し、フランスにおける地域言語に対する「フランス的な『憲法的寛容』」のあり方、すなわちフランス的な言語的多様性の保障方法について明確にする。

2. 1. フランスにおける公用語と地域言語との関係 — 「公用語>地域言語」の関係 —

先述した通り、公用語規定については、1992年の憲法改正によって制定されたものである。この憲法改正までは、憲法上で公用語を規定していなかった。しかし、フランス語がフランス国民にとっての共通の言語であり、公用語であることは暗黙裡に了承されてきた。それは、フランスの近代立憲主義化の過程から生じた考え方に基づいている。すなわち近代フランスは、革命以後、中間団体を担い手とした多元主義を構成してきた中世封建社会を打破して、諸個人を単一の国家につなぎとめる社会契約の論理に基づいた国民国家体制を採用し、国家と契約を

結ぶ「国民 (Nation)」に対していかなる属性にも縛られない均質な個人であるべきことを要求してきたことにより、国家と個人が直面する個人主義的な国家体制を形成した⁸⁾。そのため、特に公的領域においては共通する単一の言語を公用語として使用することで国民の間の普遍的な意見交流を行うことができ、諸国民の間の平等の保障が理念的に可能となると考えてきたのである⁹⁾。そのため、国民である諸個人が言語的な属性を有することは、特定の言語集団という中間団体を形成することにつながるために許されず、長年、フランスの領土上の土地に根付いてきたはずの地域言語の使用は、その使用機会が狭められ、弾圧されてきた。このような弾圧は憲法上の規定を根拠とするものではなかったが、上記のような考えのもとで、この状況は継続したのである。

しかしこうした状況が、1990年代の欧州統合の動向をきっかけとして、変わり始める。当時のフランスは、この動向を契機としてグローバル化の影響を受け、その中でフランス国内に英語の使用が蔓延したため、それが浸透することによってフランス語の使用機会が奪われる脅威にさらされたのである。すなわち、フランス国内に在住する者に限定されずに、多くの人が理解できるという利便性の観点から、国内で英語のみが唯一の共通言語として使用されるようになり、フランス語が消滅しかねない危機に対応する必要性に迫られたのである。そこで、憲法上でフランス語が公用語であることを定める憲法改正を行うに至った。つまりフランス憲法が公用語規定を定めることによって、グローバル化の影響を受ける中で、フランス語の相対的な地位低下の防止を図ることと自国の伝統を保護することに加え、世界のあちこちの国々で話されているフランス語を守ることで「フランス語圏の『盟主』としてのフランスの立場」¹⁰⁾を守ろうとしたのである。こうしたフランス憲法における公用語規定の制定過程からは、それが単一の言語（ここでは英語）による支配から免れることを目的として制定されたものであることが理解できるため、同規定がフランス国内の地域言語を抑圧する目的をもつ

て制定されたものではないことが読み取れる。

他方、地域言語条項は、2008年に制定された。同条項は、公用語規定の制定以降、それがフランス国内の地域言語を弾圧し得る憲法上の規定と解釈されることになっていったため、その対応として提案され、制定されたのである。つまり公用語規定が、フランス語以外の言語、特に地域言語を抑圧するような効果を生じさせてしまい、そうした状況が浸透してしまったことを背景として、同条項が地方公共団体の章の中に制定されることとなったのである。ただし、同条項については2011年に憲法院が「この条項は憲法が保障する権利または自由を新たに設けるものではない」ことを判示した¹¹⁾。この判決が示したのは、同条項に基づく「権利」の確立は困難であるという解釈であり、そこから憲法院は同条項に基づいた地域言語への憲法上の地位が公用語の地位と同等ではないことを示していることが理解できる。

以上のように、憲法上の公用語規定の制定過程からは、それがフランス国内に存在する地域言語の否定を行う目的をもっていなかったことを指摘できるが、その解釈を通じて地域言語を抑圧する結果を招いてしまったため、地域言語条項の制定につながったと説明できる。そして地域言語条項は、公用語規定において地域言語に言及する修正を伴うことなく、地方公共団体の章に制定されたことがその憲法改正の審議から明らかであるために、その積極的な解釈がなされていないが、同条項に基づいて地域言語に関係する場所（地域圏や県、コミューンなど）によってその保障のあり方が具体化されることが期待されていると理解できる。ただし、憲法院も地域言語条項について積極的な解釈を行っていないことから、公用語と地域言語の憲法上の関係については、並列かつ対等関係にあるのではなく、公用語の地位を侵害しない範囲で、地域言語が「遺産」として保障されるに過ぎないという位置付けがなされていると捉えられる。

2.2. 欧州地域少数言語憲章とフランス憲法との対立 — 地域言語使用の「権利」の否定 —

ところで言語的多様性の保障の問題は、フラン

スだけではなく、欧州域内の各国家でも生じていた。欧州域内の各国家は近年まで同化政策を行うことで、言語的なマイノリティーを含んだマイノリティーの存在を失わせるような行動を採用し、そのための措置を採ってきていたため、欧州域内での地域言語の弾圧が生じていたのである。そこでこのような現状を捉えた欧州評議会は、地域言語の保護を目的とした欧州地域少数言語憲章を1992年6月25日に採択した。以上のような状況の中で誕生した欧州地域少数言語憲章は、各国内の所属民によって伝統的に話されている歴史的な言語である「地域言語もしくは少数言語 (langues regionales ou minoritaires)」¹²⁾の保護と奨励を目的として、公的領域を意味する「公的生活 (la vie publique)」における使用の促進措置を規定するものであった¹³⁾。

フランスでは、こうした規定内容を有する欧州地域少数言語憲章に対して、その憲章の批准に対する大論争が巻き起こった。なぜなら同憲章が採択された1992年6月25日は、フランス憲法に公用語規定が制定される憲法改正がなされた日でもあったからである。公用語規定自体は先述したように、本来、地域言語の排除を含む意味を有するものではなかったことがその制定過程から明らかである。しかし公用語規定は、公用語としてのフランス語の地位を明確にしたものであるから、フランス語のみが使用されるべき領域、すなわち公的領域を設定することを必要とする¹⁴⁾。そこで、欧州地域少数言語憲章で規定された「公的生活」における地域言語もしくは少数言語の保護と奨励のための措置を、公用語規定を定めるフランス憲法のもとで採用できるか否かが議論的となった。同憲章の批准問題について憲法院は、同憲章が「地域・少数言語の話し手の『集団』に、これらの言語が使われている『地域』内部で、特別な権利を付与する」ものと捉え、さらに「フランス語の使用は公法人、および公役務の職務を行使する私法人に強制される」と判示し、厳格な公私二分論を用いて、欧州地域少数言語憲章の違憲性を判断した。それゆえ、欧州地域少数言語憲章の批准のためには憲法改正を行う必要がある。しかし憲法院は、同憲章批准のための憲法改正の

必要性について言及することもなく、その直後において同憲章批准のための憲法改正が迅速に行われることもなかった。また2008年の憲法改正の審議の中でも、欧州地域少数言語憲章の批准についての議論がなされたが、それを導き出さないものとして地域言語条項を解釈し、それが憲法に制定されるに至ったことが確認できる。

加えて2013年から2015年にかけて、同憲章の批准を主要な目的とする憲法改正案が国会にて審議されたが、国民議会においては可決されたものの、元老院において否決された。この憲法改正案の審議において、国民議会では「単純に欧州地域少数言語憲章の批准だけを目的とした憲法改正が地域言語および地域言語話者にとって真の保護となるとは言い難い」との指摘がありながらも可決されたのに対し、元老院ではフランス国内に存在する地域言語に対する一切の排除を望んでいるわけではないことを示しつつも、「特定の言語に基づく話者集団に対してのみ特別な権利を与える点で、『単一不可分の共和国』を『共同体主義』に引きずり込む危険性」や、まずは地域言語条項に則った「フランスの遺産に属する地域言語および地域文化の尊重」に言及する憲法改正を行ってからそれを行う可能性を考察すべき点などが指摘され、同憲法改正案を否決する結論に至った。すなわち、2011年の憲法院判決に基づいて、同憲章の批准のために憲法改正を行うこと自体が、地域言語条項を基礎とする新たな「権利」や「言語権」を確立することになり、憲法改正の限界を超えてしまうことを懸念した結果、この憲法改正案は否決されるに至ったのである。こうした審議の過程からもやはり、地域言語を使用する「権利」もしくは「言語権」を保障することを含まないフランスにおける地域言語に対する「憲法的寛容」が理解されていることが明らかであるように思われる。

要するに、地域言語使用に対する「権利」や「言語権」の確立は、現行のフランス憲法上では、困難であることが指摘できる。そしてこうした「権利」や「言語権」を伴わず、地域言語に対する憲法的な保障を行う言語的多様性の保障のあり方が、メラン・スクラマニアンが指摘した地

域言語に対する「フランス的な『憲法的寛容』」のあり方であると考えられる。

3. 地域言語の促進に関する2016年の国民議会での立法の提案とその審議内容

しかし、フランスにおける地域言語に対する「フランス的な『憲法的寛容』」のあり方をより明確にしなければ、地域言語条項が制定される以前と同様に、依然として地域言語が弾圧されることになってしまうかもしれない。なぜならば、憲法、法律、国際文書によって地域言語を使用する「権利」や「言語権」が承認されなければ、地域言語に対する具体的な憲法上の地位を与えることにならず、利便性の問題から公用語が地域言語に対して優先的に使用されることとなり、結果として地域言語の使用機会が失われ、抑圧されてしまう可能性が残されるからである。そこで、この地域言語に対する「憲法的寛容」として、単なる「容認」による保障しかされないのであれば、地域言語の積極的な保護措置として、ポジティブ・アクションを採用することは困難であるとの指摘もある¹⁵⁾。そしてこうした措置の正当化が困難であること自体が、地域言語の消滅の危機につながっているとも考えられる。そのため、こうした地域言語の保障のあり方としての「フランス的な『憲法的寛容』」の具体的なあり方について検討する必要がある。そこでこの点について、2016年の国民議会での地域言語促進のために提案された立法案の審議から分析する。

3.1. 地域言語の促進に関する立法の提案

－教育・標識・メディアでの地域言語の促進－

先述した通り、これまでフランスにおける地域言語の保障に対しては「フランス的な『憲法的寛容』」の態度を示し、また地域言語条項についてもそれに基づいて解釈されてきた。それゆえに、地域言語を使用する「権利」や「言語権」を承認せず、単純な「容認」にとどまってきた。そのため、欧州地域少数言語憲章の批准のための憲法改正案も2015年に元老院に否決されてし

まい、その後も十分な地域言語の使用に対する保障がなされていない。その結果、現在も進展するグローバル化に伴う利便性の観点から、共通の言語使用が求められ、相手に理解されにくい言語として地域言語の使用が若者を中心に敬遠されることになっている。そして地域言語の使用者は減少し、地域言語自体が消滅しかねない危機的状況が現代では生じている。そこでこうした状況の改善を目指して、2016年10月7日に、社会党グループに属する国民議会議員である、ブルーノ・ル・ルー（Bruno Le Roux）が中心となり、地域言語の促進に関する立法案が国民議会に提出された¹⁶⁾。この立法案は主に「教育」と「案内標識」、「メディア」における地域言語の促進を目指したものである。同法案の内容は以下のようなものであった。

「地域言語の促進に関する立法案

第1章 地域言語教育

第1条 ①教育法典 L.312-11-1 条を以下のよう
に起草する。

②「L.312-11-1 条 国家と地域圏 (les régions) との間の協定 (conventions) の範囲内で、地域言語は、それが関係するすべてもしくは一部の領域で、幼稚園、小学校・中学校の通常教育の範囲内で教科 (une matière enseignée) とされる。」

第2条 同法典 L.312-10 条 第2項は以下の表現の追加によって補われる。

「～L.111-1 条と L.121-3 条によって定められるフランス語を習得する目的の尊重に従って、これらの2種類の言語(=フランス語と地域言語)での教育期間に関係なく...」。

第3条 ①同法典第3部第4編第1章第1項は以下に起草された L.611-9 条によって補われる。

②「L.611-9 条 公立または私立の高等教育機関は、複数あるいは単一で実施される地域言語および地域文化の教育の発展に、これらの普及と同様に、貢献しうる。大学間または他の高等教育機関と国家、

地域圏、県 (les départements)、コミューン (les communes) もしくは、それら (地域言語話者) の集団との間の協定はこの目的のために締結される。」

第2章 案内標識 (Signalétique)

第4条 地域圏の要望に応じて、協定または契約の方法によって (par voie conventionnelle ou contractuelle)、公共サービスは、現用の公共の建物に貼られる掲示や標識、公共交通路、河川交通路、ならびに交通制度に関する諸原則において、単一もしくは複数の地域言語に従って、フランス語が翻訳された掲示 (l'affichage de traductions de la langue française) の設置機会もしくは刷新機会を、その (地域言語が使用されている) 領域の全部もしくは一部に保障する。

第3章 メディア

第5条 地域言語で作成された情報である新聞やインターネット上の出版物は、フランス語で作成されたものと同様に、国家によって認められる直接的かつ間接的な支援の対象となる。

第6条 通信の自由に関する法律第3条第1節第2段落の最初の文の終わりにある「フランス語とフランス文化 (de la langue française et de la culture française) の保護と説明」のことは「地域言語と地域文化の促進と発展と同様に、フランス語とフランス文化の保護と説明」のことに置き換える。

第7条 ①同法律第29条は、以下の段落を作成することによって補われる。

②「地域言語が使用されている領域において、その言語でのラジオ・サービスの普及を提案する希望者に対して、単一または複数の周波数が割り当てられていること。」

第8条 ①国家の負担は、租税一般法典第575条と第575 A 条に適用される、これら (地域言語の促進) の権利のた

めに追加税を作成することによって適正額まで支払われ補償される。

- ②地方公共団体の負担は、国家による国家作用の包括的基金の増額か、租税一般法典第 575 条と第 575A 条に言及される権利への付加税の創設によって補償される。」

この法案の第 1 章に掲げられた地域言語の「教育」における促進に関しては、2013 年 7 月に当時のオランド大統領、ペイヨン国民教育相らによる社会党政権のもとで制定された「共和国の学校（＝フランスの公立学校）再建に関する方針計画に関する法律」¹⁷⁾に基づく教育法典 L.312-10 条の改正により、公教育におけるフランス語と地域言語のバイリンガル教育が認められることとなったことと、「共和国の新しい地方組織に関する法律」¹⁸⁾ 第 104 条が、地域言語の促進に関する地方公共団体への権限分割を確立したことを受け、これらをより具体化する目的をもって提案された。そのため本法案第 1 条では、コルシカ島における幼稚園・小学校でのコルシカ語教育¹⁹⁾を定めている教育法典 L.312-11-1 条を修正し、さらなる地域言語の促進を目指して、公教育における地域言語の教育が教科として実施され、それが通常授業の範囲として設定される公用語教育を侵害しないことを目指した提案を行っている。

本法案第 2 章に掲げられた「案内標識」における地域言語の促進に関しては、これまで不十分であった公的領域における地域言語使用の機会の促進を目指して、公共サービスに関わるフランス語と地域言語の使用促進を目指し、そこにおいて多様な言語サービスの提供が行われることを目指すものである。そのため本法案第 4 条では、公共の建物内での掲示物や案内標識、さらに交通機関での地域言語の使用を目指すことを求めている。

本法案第 3 章に掲げられた「メディア」における地域言語の促進に関しては、主に出版物および放送サービスにおけるそれらの使用促進を目指すものである。メディアにおける言語的多様性が保障されない限り、地域言語の促進が十分になされない、との考えのもとでこのような

提案がなされた。そこで本法案第 5 条では、フランス国内の地域圏ごと出版物の作成が行われた際、その地域圏で地域言語が使用されている場合は、その出版物において地域言語が使用される機会を保障しようとするを規定する。また本法案第 6 条では、さまざまな放送メディア機関としての「テレコミュニケーション (télécommunication)」の自由を保障する「通信の自由に関する法律」²⁰⁾が、「フランス語とフランス文化」に基づいてその自由を限定的に保障していることを明示しているために、ここに「地域言語と地域文化」の促進を目指す表記を追加修正しようというものである。さらに本法案第 7 条は、視聴覚高等評議会が許可するラジオ・サービスにおける周波数の使用条件について定めている同法律第 29 条に、地域言語の使用に関する条件を追加しようとするものである。すなわち、視聴覚高等評議会に地域言語や地域文化の促進のための権限を付与しようとする提案である。そして本法案第 8 条にて、こうしたメディアにおける地域言語の使用機会を確保するためには、新たな財源を使用する負担が国家および地方公共団体に課されることになるため、租税一般法典を改正することによって、新たな追加税の徴収方法を規定し、地域言語の促進がより行われることを本法案は目指している。

3. 2. 地域言語の促進に関する国民議会での議論 - 地域言語の促進への賛同 -

3. 2. 1. 国民議会の文化・教育委員会における審議 - 法案の目的の明確化 -

本法案に対しては、社会党グループに所属するアニー・ル・オエロウ (Annie Le Houerou) を報告者とした文化・教育委員会の中でその審議が行われた²¹⁾。審議の内容は以下のようなものであった。

まず報告者であるル・オエロウは、フランスが 1999 年に欧州地域少数言語憲章への署名を行ってから 20 年近く経過し、さらに 2008 年に憲法に地域言語条項が制定されてから 10 年近く経過した現在においては、地域言語に対する十分な保護のための法的枠組みが構築されるべき

必要性があることを確認した。2015年に元老院で欧州地域少数言語憲章の批准に関する憲法改正案が否決されたため、同憲章を批准できない現状があるとはいえ、地域言語への何らかの法的枠組みを構築しない限りは、地域言語が消滅してしまい、憲法上の地域言語条項の存在の意義が失われてしまう可能性を彼女は懸念していたように思われる。そのうえで、「子どもたちに他性の理解力 (une ouverture à l'altérité) と地域言語への愛着 (racines) への熟慮的かつ寛容的な取り組み」が求められる現代においては、多様性と各自のアイデンティティーを保障すべき必要性を明確に主張し、たとえ欧州地域少数言語憲章の批准が不可能であるとしても、何らかの方法で地域言語が消滅・衰退しないような措置が採られるべきことを主張した。こうした報告者の発言を受けて、同じ社会党グループに所属するマルティヌ・フォール (Martine Faure) は、自身の教職経験から、「地域言語の早期段階での学習は、幼い子どもにとって、後の外国語学習を容易にする言語スキルを獲得することができる」機会となり得るとの指摘を行い、教育を通じた地域言語の促進を図る本法案は、単に自身のアイデンティティーの保障を行うことにつながるだけでなく、他の言語学習にも役立ち、言語的多様性の推進にもつながることを主張した。加えて、同じく社会党グループに属するジャック・クレスタ (Jacques Cresta) も地域言語の促進のための方策を採るべきことに賛同し、今回の立法案に賛同の意向を示した。ただし彼は、教育を通じた地域言語の促進において、二言語での教育方法やイマージョン教育²²⁾の実施を行うのであれば、公用語としてのフランス語の習得を前提としたうえで実施されるべきとする「特別な慎重性 (les précautions particulières)」を伴わなければならない点を強調した。

こうした社会党グループ所属議員の本法案への積極的な意見を受けて、左翼民主・共和主義グループに属するマリー・ジョルジュ・ピュフェ (Marie-Georges Buffet) も、「フランス共和国が多様性を尊重する国として認知されている」と発言し、フランスが公用語のみの使用しか認めないという、単一公用語主義を貫徹する国家では

ないことを確認したうえで、本法案に基づく立法への積極的な態度を示した。とはいえ彼女は、「誰もがそれぞれ、行政上の行為や政治的行為に平等にアクセスし、共通の議論や共通の決定事項に関与する権利にアクセスできることを保障するために」、フランス国民が共通で使用できる公用語の指定は重要な意義を有していることを確認し、その意味で「単一の共通言語 (la langue commune) は国民を形成する」ものであることも確認した。すなわち単一の共通言語を話し・書き・読むことは、国民の間の「平等」を保つことや、「自由」を保障すること、そして「人民主権 (souveraineté populaire)」を導くために重要な要素であることも踏まえ、この必要性は「私たちの文化的な遺産の普及 (rayonnement)、すなわち遺産である地域言語に対抗するものではない」と述べたのである。

なお同委員会では、本法案への肯定的・積極的な意見ばかりが述べられたのではなかった。保守政党である共和党に所属するクロード・ストゥルニ (Claude Sturni) は、本法案に基づく立法への慎重な姿勢を示した発言をしている。彼は、例えばフランス国内に存在する地域言語であるアルザス語の促進を本法案に基づいて積極的に行ったとすれば、それが使用されている地域がドイツとの国境に面していることから、「隣国であるドイツへの扉をより開放すること」につながってしまうことを懸念する発言を行った。そこで、もし地域言語の促進を行うのであれば、公用語であるフランス語と促進のための保護対象となる地域言語との間に、適切な関係を築く方法を検討する必要があると述べたのである。そのうえで本法案に基づく地域言語の促進は、公用語をないがしろにしたままで地域言語の促進を行うことにつながり、公用語の地位を脅かすものになり得る可能性を指摘したのである。さらに、同じ共和党に属するフレデリック・ライス (Frédéric Reiss) は、本法案における教育を通じた地域言語の促進について、その学習機会の保障が行われたとしても、あくまで優先すべきは「フランス語の学習」であることを忘れるべきではないことを指摘した点も注目される。

ところで、本法案は地域言語の促進を目指す

ものの、欧州地域少数言語憲章の批准を目指すものではない。そのため、社会党グループに属するマリリーズ・ルブランシュ (Marylise Lebranchu) は、同憲章の批准に導くことのできない本法案に対する不満を示した。彼女は、より地域言語の促進を目指すためには、同憲章の批准も行う必要があると考えていたのであったと思われる。

以上のように、本委員会では本法案に対するさまざまな意見が交わされたものの、本法案の目的に対する否定的な意見はほぼ述べられなかった。ただし、本法案の修正の必要性については述べられた。たとえば、教育における地域言語の促進について規定する本法案第1条については、「国家と地域圏との間の協定」に基づき、地域言語教育が実施されるという表記のために、この地域圏とは異なる憲法上の位置付けがなされている海外県・海外地域圏が含まれておらず、具体的には、マルティニークやギアナでの地域言語教育が実施されない可能性も指摘できる。それゆえに、この「国家と地域圏」の表記に、「海外県・海外地域圏」も含んだ修正を行うべきとの修正案が提案され、それが認められた。また地域言語教育が行われる教育機関として「高校」も対象とすることとして、追加修正された。そのため、本法案第1条第2項は、「L.312-11-1条 国家と地域圏、または憲法第73条によって規定される地方公共団体 (les collectivités territoriales) との間の協定の範囲内で、地域言語は、それが関係するすべてもしくは一部の領域で、幼稚園、小学校・中学校そして高校の通常教育の範囲内で教科とされる。」(波線部が修正追加箇所。以下、本法案への修正箇所には波線部を付す。)に修正された。

またメディアにおける地域言語の促進について規定する本法案第7条については、本法案で促進すべき対象として、特に現在消滅しつつある地域言語の保護を明確にするための修正が行われた。具体的には本法案第7条第2項が、「『地域言語が現在使用されている領域において、その言語でのラジオ・サービスの普及を提案する希望者に対して、単一または複数の周波数が割り当てられていること。』」に修正された。加え

て、このメディアにおける地域言語の促進に伴う負担に関する本法案第8条については、本委員会の報告者であるル・オエロウの、本法案ではこの点の明確化を不要とする旨の発言を受けて、削除されることとなった。

そしてこの委員会での審議を経て、修正された法案が国民議会の本会議第一読会で審議されることとなった。

3.2.2. 国民議会の本会議第一読会における審議 - 地域言語の促進方法の明確化 -

本法案に対する国民議会第一読会では、以下のような議論がなされた²³⁾。まず先述の委員会での報告者であったル・オエロウが、憲法に地域言語が「遺産である」ことを明記する地域言語条項が存在しているのであれば、「その保護の条件を設定する重要な責任が私たち (= 国会議員) にある」として、地域言語の促進に対する使命感を示した。そのうえで、再び本法案への肯定的な意見を述べた。これを受けて、共和党に属するマルク・ル・フル (Marc Le Fur) は、地域言語話者にとっての地域言語とは「アイデンティティであり、人格 (personnalité) の一部」であると捉えている旨を表明した。そのうえで、すべての地域圏が地域言語の承認・保護・補強を行う役割を担っているとして、憲法の地方公共団体の章に規定されている地域言語条項に基づいて地方自治によるその促進を図るべきであるとして、それを明確に示している本法案への賛同を示した。同じく共和党所属のアニー・ジュネバル (Annie Genevard) も「地域言語はフランス語学習の障害ではない」として本法案への賛同を示した。これらの本法案に賛同する意見は、個々人の多様性を保障する目的から発言されたものであると考えられる。

さらに地域言語の促進が、個々人の多様性の保障を意味するだけでなく、個人が結束した集団としての国家の発展にも関わるものであるとして捉えたうえで本法案に賛同する意見として、以下のような発言もあった。たとえば民主独立連合グループ所属のティエリー・ブノワ (Thierry benoit) は、「地域言語の保護は、共和国の単一

性を脅かさない」だけでなく、むしろ、地域言語を保護することを通じて多様性を保障することが、共和国の単一性を肯定することにつながることを発言した。また、社会党グループに属するパスカル・ドゥギレム (Pascal Deguilhem) の発言にも注目すべきである。彼は、地域言語が「個人と集団の発展 (développement personnel et collectif) にも貢献する」と述べた。これらの発言においては、地域言語が個々人のアイデンティティーを形成する要素としての思想と表現の自由の多様性の保障に関わるものとして捉えただけではなく、こうした多様な個人によって集団がつけられ社会や国家形成がなされていることに着目している点に注目すべきであろう。すなわち、多様な個人を中心として、それを引き受けて構成される集団としての国家が形成されるからこそ、その存在意義があるという点を理解して発言されたように思われる。

これらの本法案への賛同の意見の表明に対して、ビュフェは先述の委員会でも述べていた、単一の共通言語として公用語が確立されることの意義が、「平等」・「自由」・「人民主権」との関係から導き出されることに再度言及し、公用語規定の重要性について再認識しながら、それが地域言語の保障・促進に反するものではないことを明確に示した。そして、「義務的ではない (non obligatoire)」範囲内で行われる、地域言語での教育・地域圏における案内標識での地域言語を使用した二重もしくは複数言語表記・メディアでの地域言語の使用に対する賛同を示した。こうした公用語規定の意義を踏まえ、たうえでの本法案への賛同を示したものとして、共和党所属のジャック・クラバル (Jacques Krabal) の発言にも注目すべきである。彼はビュフェと同様に、憲法は単一かつ共通の言語に基づいて制定され、立法府としての国会も単一かつ共通の言語によって運営されていることに加え、「フランスは単一不可分の共和国である」ことが憲法第1条で明確にされており、その意味で「単一の共通言語が国民を形成する」として公用語規定の意義を見出す。他方、地域言語条項が存在する限り、その憲法上の地位を否定することはできないとして、本法案に賛同した。ただし学

校教育において、地域言語がフランス語にとって代わるような教育がなされるようなことについては認められないことを明確にしたうえで、本法案に賛意を示したことには留意する必要がある。さらに、民主独立連合グループ所属のフィリップ・フォリオ (Philippe Folliot) も本法案には賛同を示しつつも「私たちは皆、共和国の言語 (= フランス語) が話され続けるのを望んでいる」と発言し、社会党所属のフランソワ・ドゥルジ (François de Rugy) も「英語に基づく世界の単一化 (uniformisation du monde sous la langue anglaise)」に対抗し、言語的多様性の保障を目指すという目的に基づいて地域言語の促進を目指すことには賛意を示すが、その目的はフランス語圏の保護という意味が含まれる旨を発言している。しかし彼は、フランス語による世界の言語の単一化を目指すことを望んでいるわけではない。彼もまた公用語としてのフランス語を前提としたうえでの地域言語の促進を図るべき必要性を主張したものと捉えられる。すなわち、ビュフェやクラバル、フォリオ、ドゥルジのように、公用語規定を侵害しない範囲での地域言語の促進という意味で、本法案への賛同を示している者が一定数存在していることについては留意すべきである。

また先述の委員会でも本法案への慎重な意見を述べていたストゥルニは、本審議においても、遺産としての地域言語を保障する代わりに公用語規定をないがしろにしてしまうことがないように、本法案が公用語規定と地域言語条項との間の「適切なバランス (bon équilibre)」に基づいた地域言語の促進であるべき必要性を主張し、本法案に基づく立法への慎重な態度を示した。もし公用語よりも地域言語を優先する目的を有するものとして本法案を理解するならば、地域言語だけを優先するような保守的な傾向を生じさせ、それによって地域言語を使用しない者への排除というような、国内での国民の分断につながりかねないことを懸念してのことであろう。すなわち彼もまた、公用語規定を前提としたうえでの地域言語の促進となり得るかが、本法案に対して判断する基準となっているように思われる。そのうえで、本法案が公用語規定を侵害

しうる可能性を踏まえて、彼は慎重な態度を示したように思われる。

ただし以上のように、本法案に対する肯定的・積極的な意見が多く述べられているが、やはり本法案が可決されたとしても、欧州地域少数言語憲章の批准を行うことはできない。社会党グループ所属のエリック・エルコウビー (Éric Elkouby) は、本法案が「欧州地域少数言語憲章の重要な一部をようやく承認する機会」となり得るであろうと、本法案への期待を込めた発言をしたが、本法案はあくまで「地域言語 (les langues régionales)」の促進を目指したものであり、「少数言語 (les langues minoritaires)」の促進を目指すものではないからである。この点についてル・オエロウは、もし本法案において「少数言語」の促進を明記するのであれば、それが「移民の言語 (les langues des migrants)」を含みうる点が問題として残されることを確認し、あくまで本法案は「地域言語」の促進のための法案であることについて明確にした。そのため本法案は、欧州地域少数言語憲章の批准を対象としていない。

他方、本法案に反対する意見としては以下の発言が挙げられる。本法案に賛同する議員が多く所属する社会党グループに所属するジャン・リュック・ローラン (Jean-Luc Laurent) は、「言語の問題は、政策上の原則や政策の方針とともに取り組むべきもので、主に政策的問題である」と述べた。加えて、地域言語条項の制定により、地域言語は「文化的かつ社会的な生活」においては、その使用が認められてきているのであって、わざわざ本法案第7条において、地域言語でのラジオ・サービスの提供を認めようとする点への疑問も示した。彼は、促進すべき地域言語をどのように保障するかの問題は、すでに存在する地域言語条項に基づいた政治的判断に委ねられるべきであり、法律による強制的な枠組みを制定する必要性はないと判断したうえでこのように述べたと思われる。また、社会党グループ所属のマリー・フランソワーズ・ベシュテル (Marie-Françoise Bechtel) は地域言語が「私たちの遺産であり、財産の一種 (une sorte de trésor) である」ことを確認しつつも、もし本法案が「併用公用語の原則 (le principe de la co-officialité de la

langue)」まで求めるのであれば、それが公用語規定を侵害する可能性があることを述べた。さらに、たとえば本法案第3条に規定された地域言語の促進を、大学を中心とした高等教育機関に強制した場合、それが地域言語での教育を希望しないのであれば、本法案が「高等教育機関の自治 (autonomie) に反する」可能性があることや、本法案第4条の案内標識における地域言語の使用について、すでに実施されている国家と地域圏の間での『協定もしくは契約』による方式に従って行われるのであれば、それに基づいて行われるべきであり、わざわざ本法案にその点を明記する必要性はないことを指摘した。

そして以上のような審議が国民議会第一読会では行われ、様々な意見が交わされた後に、2017年1月31日に採決が行われた。その結果、投票者数66名(総投票権者数68人)のうち、賛成に63票、反対3票が投じられ²⁴⁾、本法案は国民議会第一読会で可決されることとなった²⁵⁾。

4. おわりに ー地域言語の「容認」としての「憲法的寛容」と言語的多様性の保障ー

本法案は、先述の通り、国民議会議員の支持を得て国民議会第一読会では可決された。なお、可決された本法案については、国民議会第一読会での審議を通じて、若干の修正も行われた。

まず本法案第1章の「教育」に関わる修正について取り上げる。本法案第1条第2項が、すでに存するコルシカ島におけるコルシカ語教育を定めた教育法典 L.312-11-1 条を修正するのではなく新しく L.312-11-2 条を新設する法案とすることと、さらにこの L.312-11-1 条に引き続く同条で、よりコルシカ島における地域言語の促進を明確にすることを目的として、「L.312-11-2 L.312-11-1 条を妨げることなく、国家と地域圏、または憲法第73条によって規定されるコルシカ島もしくはその他の地方公共団体との間の協定の範囲内で、地域言語は、それが関係するすべてもしくは一部の領域で、幼稚園、小学校・中学校そして高校の通常教育の範囲内で教科とされる。」に修正された。また本法案第3条第2

項が、別件で同法典 L.611-9 条等が先に新設されたため、本法案における地域言語の促進として同法典 L.611-12 条を新設する法案とすること、「海外県・海外地域圏」での地域言語の促進を考慮したうえで、「L.611-12 条 公立または私立の高等教育機関は、複数あるいは単一で実施される地域言語および地域文化の教育の発展に、これらの普及と同様に、貢献しうる。大学間または他の高等教育機関と国家、地域圏、特殊な地位にある地方公共団体 (les collectivités territoriales à statut particulier)、県、コミューンもしくはそれら (地域言語話者) の集団との間の協定はこの目的のために締結される。」に修正された。さらに本法案第 3 条の 2 として、地域言語を活用した教育をより充実化するために、その促進状況の報告機会が設けられる旨の追加提案がなされ、それに基づく修正が行われた。具体的には以下の条文が追加修正された。

「第 3 条の 2 ①政府は、現行法律の公布後 1 年以内に、地方公共団体とそれら (地域言語を使用する) 集団との間で締結される簡素な協定 (contrat simple) のもとで、学校の資金調達に関する報告書を国会に提出する。

②この報告書は、イマージョン形式の教育モデルを実践する世俗的な私立教育機関 (des établissements privés laïques) の活動とそれへの投資の実施に必要な条件を明確にする。」

次に本法案第 2 章の「案内標識」に関わる修正について、まず章の名称を「案内標識」から「交通と看板 (communication et signalétique)」に修正し、地域言語を促進すべき対象の明確化を行った。そのうえで本法案第 4 条については、委員会の審議の際に本法案第 1 条および第 3 条第 2 項の修正が行われたものと同様に、地域言語の促進のためには「地域圏」の要望に応じるだけでなく「海外県・海外地域圏」の要望に応じる必要性があることから、その旨の修正と、地域言語の使用が促進されるべきものの例示として「輸送のインフラ」が追加され、さらに同条にお

ける地域言語の使用される領域が単数形の表記から複数形の表記に改められた。そして様々な地域言語の促進方法の採用を可能にするために同条は、「第 4 条 地域圏、または諸地域の法律や協定もしくは契約の方法によって権限が割り当てられた、憲法第 73 条によって規定される地方公共団体の要望に応じて、協定または契約の方法によって、公共サービスは、現用の公共の建物に貼られる掲示や標識、公共交通路、河川交通路、輸送のインフラ内ならびに交通制度に関する諸原則において、単一もしくは複数の地域言語に従って、フランス語が翻訳された掲示の設置機会もしくは刷新機会を、それらの (地域言語が使用されている) 領域の全部もしくは一部に保障する。」に修正された。

加えて本法案第 3 章の「メディア」に関わる修正については、本法案第 7 条の 2 の追加修正として、各テレビ局が地域言語の表現を用いた番組編成を行って放送する旨を規定する「通信の自由に関する法律」第 44 条に対して、より各地域に根差した地域言語の使用が促されるための修正が行われた。具体的には次の条文が追加修正された。

「第 7 条の 2 同法律第 44 条の規定の第 1 項第 6 行の最初の文章は、以下のことばによって補われる。『これらの諸言語 (= 地域言語) が現在使用されている単一であるところの領土の調和 (l'ensemble du territoire) のうえで...』。

そして、国民議会で修正・可決されたこの法案の審議は、元老院に移されることとなった。しかし、「合理化された議院制」のもとでは、その審議過程が原則非公開となっているため、審議がどの程度まで進行しているのかを現在では知る術がない²⁶⁾。国民議会第一読会での可決からすでに 3 年近くを経過した現在でも元老院における審議が表顕されていないということに鑑みるならば、本法案に基づく立法が実現されない可能性も高い。

とはいえ、本法案の審議過程からは、以下のことは指摘できるであろう。まず、国民議会の中では、地域言語の促進に対する否定的な見解

は少ないことから、現在のフランス国内において、地域言語条項に基づいた地域言語の促進を具体化することが困難ではないと思われることである。特に、こうした地域言語を促進することが個々人のアイデンティティーの保障に関わることであることの認識が国民議会議員の中でも共有されていることは確かであろう。加えて、こうした言語的多様性を保障することが、個々人の多様性保障のためだけに求められているのではなく、フランス国家の充実化や集団の発展においても求められていることも理解されていることが本法案の審議過程から明らかであろう。ただし、その方法が問題となる。すなわち、言語的多様性の保障として、地域言語を使用する「権利」や「言語権」を確立することが可能かどうかという点である。しかしこの点については、これまでに述べてきた通り、憲法院が欧州地域少数言語憲章の批准について、地域・少数言語の話し手の「集団」に対して特別な「権利」を付与する点が違憲性を判示したことや、地域言語条項についても、憲法が保障する「権利」を新たに設けるものではないと判示したことを踏まえて、本法案が同憲章の批准を目指すものではないことと、公用語規定を侵害しない範囲での地域言語の促進を目指すものであることが確認されたうえで本法案が可決されたことが明らかであるため、それらの確立は困難なままである。つまり現在においてもフランスでは、近代立憲主義化によって生じた国家と国民が直面する個人主義的な国家体制を維持する目的で、それを認めずに「容認」というあり方での地域言語の保障にとどまる。地域言語に対する「権利」の確立は特定集団のみに対する権利保障ともなり得るため、個人主義的な国家体制を崩壊させる契機となってしまうからである。換言するに、本法案における地域言語の保障のあり方は、地方自治による地域言語の促進を期待し、それが公用語規定を侵害しない範囲で実施されることを目指すものにとどまるからこそ、地域言語に対する「容認」という保障のあり方であるとして国民議会で可決されたのである。その意味で本法案についても、「フランス的な『憲法的寛容』」に基づいて、地域言語の促進が図られることを

目的にしたものにとどまるといえる。

ではあらためて、本法案の分析を通じて明らかになった現在のフランスにおける地域言語に対する「フランス的な『憲法的寛容』」とはどのようなものなのか、そして現代フランスにおける言語的多様性の保障のあり方とはどのようなものなのかについて論じよう。それは、繰り返し言及しているように、公用語以外の言語の使用に対して新たな「権利」や「言語権」を確立するのではなく、公用語を侵害することない範囲で「容認」されることで地域言語の促進が図られるものであり、具体的には本法案で示された、①地方自治に基づいた、多様な言語教育の充実化／②地方自治に基づいた、地域言語を使用した地名等の二重もしくは複数言語表記（ただし、あくまで安全管理の問題上、公用語であるフランス語優先）／③メディア領域における地域言語使用の活性化、という3点を中心としてその実現が求められているものである。そのうえで、言語的多様性を追求する中で促進されるべき言語についても、あくまでフランス国内の領土に根付いた「地域言語」に限定され、フランス国内に移住してきた移民の言語を対象とするものではないということも明らかである。こうした条件のもとで言語的多様性が追求されることこそが「フランス的な『憲法的寛容』」のあり方であるといえる。とはいえ、この条件に基づいた言語的多様性の追求のあり方では、今後、地域言語に対して十分な保障がなされ、消滅の危機を免れることができるのか、また地域言語よりも公用語に憲法上の地位が優先的に付与される中で言語的多様性を実現することができるのかについてはいまだ不明な点が残る。そのため、この点については、今後の検討課題としておきたい。

(2019年12月2日受付、2020年1月15日受理)

- 1) フランスは、ヨーロッパ大陸上にその領土が位置するため、隣国との国境に近い地域では、隣国の公用語に影響を受けた地域言語や各地域に固有の地域言語が使用されている。田中克彦（1981年）『ことばと国家』、岩波新

- 書、79-80 頁参照。
- 2) Ferdinand Mélin-Soucramanien(2004), “Le statut des langues regionals ou minoritaires : la ‘tolérance constitutionnelle’ française” in Anne-Marie Le Pourhiet(ed.), *Langue(s) et constituton(s), Economica* – Press Universitaires d’Aix-Marseille, pp.225-235.
 - 3) 「言語権」とは、各人が望んだ言語を使用することができる権利のことであり、「自己若しくは自己の属する言語集団が、使用したいと望む言語を使用して、社会生活を営むことを誰からも妨げられない権利」を指す。鈴木敏和（2001 年）「言語権とはなにか」『立正法学』34 巻 2 号、30-31 頁参照。
 - 4) Council of Europe, *European charter for regional or minority languages*, Strasbourg,5.XI.1992. 出典：<http://conventions.coe.int/treaty/en/Treaties/Html/148.htm>（2019 年 12 月 2 日最終閲覧）
 - 5) Décision n°99-412 DC du 15 juin 1999, *J.O.* du 18 juin 1999, p.8964 et s.
 - 6) この点については、拙稿（2015 年）「地域言語の憲法的保障と欧州地域少数言語憲章の批准のための憲法改正」、『工学院大学研究論叢』第 53-1 号、47-58 頁・拙稿（2016 年）「フランスにおける地域言語の憲法的保障と欧州地域少数言語憲章の批准との間の矛盾」、『芝浦工業大学研究報告（人文系編）』50 巻 2 号、59-66 頁で詳細な分析を行ったため、本稿では概略的な説明にとどめる。
 - 7) フランスにおける立法過程については、高澤美有紀（2019 年）「フランスの議会制度」、国立国会図書館調査及び立法考査局『調査と情報』7-11 頁参照。
 - 8) 樋口陽一（1994 年）『近代国民国家の憲法構造』東京大学出版会、47-51 頁参照。
 - 9) 糠塚康江（2000 年）「フランスの言語政策－フランスにおける平等原則の一断面－」、『関東学院法学』第 10 巻第 1 号、177-178 頁参照。
 - 10) 大山礼子（1994 年）「海外法律情報 フランス語使用法案」、『ジュリスト』No.1045、117 頁。
 - 11) Décision n°2011-130 QPC du 20 mai 2011, *Mme Cécile L. et autres [Langues régionales]*, *J.O.* du 21 mai 2011, p.8889.
 - 12) 欧州地域少数言語憲章で対象とされる地域言語もしくは少数言語とは、「国家内のある領域において、当該国家の他の住民よりも数において劣る集団を構成するその国家の国民によって伝統的に使用され、かつ、当該国家の公用語と異なるもの」（同憲章第 1 条 a）を指す。公用語の方言や移民の言語は含まないものであることには留意すべきである。
 - 13) 欧州地域少数言語憲章の批准のためには、この「公的生活」での地域少数言語の使用促進措置に関する第 3 部に規定された全 98 項目のうち 35 項目に同意を行うことが必要である（同憲章第 2 条第 2 項）。
 - 14) 公用語規定を具体化するための法律として国会で可決された「フランス語の使用に関する法律」（Loi n°94-665 du 4 août 1994 relative à l’emploi de la langue française, *J.O.* du 5 août 1994, p.11392 et s.）について、憲法院は公用語規定に鑑み、公私二分論を展開して、同法において私人にフランス語の使用を強制する規定に対する違憲を判示した（Décision n°94-345 DC du 29 juillet 1994, *J.O.* du 1 et 2 août 1994, p.11240 et s.）。
 - 15) 糠塚康江（2010 年）『『多言語状況』における言語政策－EU とフランスの場合』、辻村みよ子・大沢真理（編）『ジェンダー平等と多文化共生－複合差別を超えて－』東北大学出版会、251 頁参照。
 - 16) Proposition de loi relative à la promotion des langues régionales enregistré à la Présidence de l’Assemblée nationale le 7 octobre 2016 (N°4096). 出典：<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/propositions/pion4096.pdf>（2019 年 12 月 2 日最終閲覧）
 - 17) Loi n°2013-595 du 8 juillet 2013 d’orientation et de programmation pour la refondation de l’École de la République, *J.O.* du 9 juillet 2013 p. 11379 et s.
 - 18) Loi n°2015-991 du 7 août 2015 portant nouvelle organisation territoriale de la

- République, *J.O.* du 8 août 2015 p.13705 et s.
- 19) コルシカ島におけるコルシカ語の使用促進に関する問題については、長谷川秀樹(2002年)『コルシカの形成と変容 共和主義フランスから多元主義ヨーロッパへ』三元社・同(2014年)「コルシカ島における二言語状況と併用公用語について」、『*Revue japonaise de didactique du français*』9巻1-2号、216-223頁参照。
- 20) Loi n°86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication, *J.O.* du 1 octobre 1986 p.11749 et s. なお、「テレコミュニケーション」とは、「通信の自由に関する法律」第2条によると、視聴覚コミュニケーションよりも広い概念であり、「電線 (fil)、光学 (optique)、電波技術若しくは他の電磁気システムによる符号 (signes)、信号 (signaux)、文書、画像、音声又はあらゆる種類の情報のあらゆる送信 (transmission)、放送 (émission) 若しくは受信 (reception)」を含む。高山直也(2008年)「フランスのテレビ放送と多元主義の原則」、『*外国の立法*』236号、173-185頁参照。
- 21) Assemblée Nationale Rapport n°4238 de Mme. Annie Le Houerou, enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 22 novembre 2016. 出典：<http://www.assemblee-nationale.fr/14/rapports/r4238.asp> (2019年12月2日最終閲覧)
- 22) 公教育と同様に、「無償、非宗教、平等」を原則として、すべての授業を生徒が普段使用していない言語のみで行う教育法をイマージョン教育と呼ぶ。たとえば、主にブルターニュ地方で使用される地域言語であるブルトン語のみでイマージョン教育を行う私立のディワン学校などがある。長井明日香(2002年)「フランス地域語教育政策の両義性 ～ディワン学校公教育組み入れ問題より」、『*青山国際コミュニケーション研究*』第6号、29-45頁参照。
- 23) Compte rendu intégral, Séance du mercredi 30 novembre 2016, Assemblée Nationale, *J.O.* du jeudi 1 décembre 2016, pp.8151-8166, Compte rendu intégral, Deuxième séance du mercredi 30 novembre 2016, Assemblée Nationale, *J.O.* du jeudi 1 décembre 2016, pp.8169-8204 et Compte rendu intégral, Deuxième séance du mardi 31 novembre 2016, Assemblée Nationale, *J.O.* du mercredi 1 février 2016, pp.596-609.
- 24) なお、当時の国民議会議員の定数は577名であったが、本法案については総投票権者数が少ない中でも可決されたのは、フランスの国民議会での表決方法の定足数について、「表決に先立って会派長より定足数確認の要求がない場合には、表決に参加した議員がいかなる数であっても表決は有効とされる」ためである。国立国会図書館調査及び立法考査局(2010年)『*主要国の議会制度*』38頁参照。
- 25) Articles, amendements et annexes, Séance(s) du mercredi 31 janvier 2017, Assemblée Nationale, *J.O.* du mercredi 1 février 2017, p.17.
- 26) 法案提出による立法審議は、憲法第43条に基づき、委員会への付託が行われるが、委員会において議員たちは非常に自由に意見を表明し、活発な討議を行うために、ここでの議事録は原則非公開となっている。勝山教子(1989年)「フランス第5共和制における“合理化された議院制”の構造とその改革(1)」、『*同志社法学*』40巻6号、116(814)-176(874)頁参照。